

中国の「外国人永久居留許可」について

外国人が中国に90日以上滞在する場合、滞在目的に応じた居留許可を申請することが義務付けられています。居留許可には、期限の定められた有期居留許可と期限の定めのない永久居留許可に分かれます。このうち、永久居留許可は、中国における永住が認められるだけでなく、永住に必要な投資や就労も認められることとされています。今回は、この外国人永久居留許可について概説します。

1. 居留許可の種類と期限

外国人が中国に入国する場合、事前に入国目的に応じたビザ(査証)を申請が必要となります。この場合、ビザで認められる期間(停留期間)の滞在が認められますが、滞在期間が長期にわたる場合には居留許可の申請が必要となります。短期工作類の場合を除き、滞在期間が90日以上となる場合には、滞在目的に応じた居留許可の申請が必要とされています。

居留許可には、期限の定められた有期居留許可と期限の定めのない永久居留許可に分けられますが、有期居留許可を取得した場合には、期限内において中国国内に滞在することが認められるとともに、一時出国して再入国する場合にも改めてビザ(査証)を申請する必要はありません。一方、永久居留許可を取得した場合には、居留許可が失効しない限り再入国にあたってビザ(査証)が必要となることはありません。ただ、いずれの場合にも、居留許可によって認められる滞在目的を逸脱した活動は認められません。

◇滞在目的と居留許可の種類(抜粋)

居留許可の種類	期限	滞在目的	滞在資格
就労(工作)	有期	中国国内の企業、単位との雇用契約に基づく就業	就業(工作)許可証、など
家族団らん		中国国内に滞在する招聘者(外国人)との家族生活	招聘者の居留許可証及び家族関係を証明する文書
留学		中国国内の教育機関での留学	留学先(学校)が発行する証明文書
永住	無期	中国での永住(生活)	法令が規定する一定の条件を満たした場合

2. 永久居留許可の特徴

永久居留許可によって認められる滞在目的は永住(生活)であり、永住のために必要とされる活動が認められます。銀行口座や証券口座の開設、社会保険加入、不動産や自動車の購入、自動車運転免許の取得などは、中国国内で滞在をするのに必要な活動と考えられており、永久居留許可以外の有期居留許可においても認められる活動となります。永久居留許可が他の有期居留許可と異なる特徴としては、就業(工作)許可証等の就業許可を取得せずに中国国内での就業が認められる点にあります。

また、永久居留許可を取得すると「外国人永久居留身分証」という身分証(カード)が発行されます。現在、「外国人永久居留身分証」は、「五星カード」とも呼ばれ、中国国民に対して発行される「居民身分証」と同様の身分証番号が割り当てられ、パスポートから独立して中国国内で通用する身分証明書として様々な局面で使用することができます。なお、有期居留許可は、居留許可証がパスポートに貼付されるのみであるため、居留許可証をパスポートから独立した身分証明として使用することはできません。

3. 永久居留許可の申請条件

永久居留許可は、以下のような場合に申請が認められます。

◇永久居留許可の申請条件（抜粋：上海市の場合）

項目	主たる条件	補充条件
任職	高新技術企業、奨励類外商投資企業、外商投資先進技術企業などの副総経理以上の役職につき、連続4年以上役職についており、連続4年以内に3年以上中国に居住していること	納税履歴が良好であること
投資	中国国内で連続3年安定的に投資をしており、投資額が100万ドル以上であること	納税履歴が良好であること
就業	上海で連続4年以上就業し、4年内の毎年の給料・賃金収入が上海市の平均賃金の6倍を上回っており、年間の個人所得税納税額が給料・賃金収入年収の20%を上回っていること	
婚姻	中国国民もしくは中国永久居留許可取得者と結婚して5年以上経過しており、直近5年間において毎年9ヶ月以上中国に居住していること	生活を保障できる資金と安定住所が確保できていること
自由貿易試験区臨港新片区での就業	自由貿易試験区臨港新片区で連続3年以上就業し、4年内の毎年の給料・賃金収入が所在地区の平均賃金の4倍を上回っており、年間の個人所得税納税額が規定の範囲内にあること	

（執筆者連絡先）

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成

住所: 上海市長寧区延安西路 1600 号 禾森商務中心 303 室

電話番号: +86-21-5237-6737

E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>